

加盟団体責任者殿  
調布市剣道連盟会員各位

令和4年2月13日  
調布市剣道連盟

## オミクロン株の感染急拡大等の実情を鑑みて ～感染者が出た場合の対応について～

年末から新たな変異株が猛威をふるい、感染の急拡大が都市部だけでなく全国に広がっています。Withコロナ態勢での剣道活動について理事会で再考し、ガイドラインの内容を一部改定しましたのでご連絡します。

(改定前)

⑤各団体の責任者は、稽古参加者等が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、速やかに調布市剣道連盟事務局へ報告すること。また、陽性が判明した時点からさかのぼって一週間以内で同じ稽古に参加していた者(見学者を含む)全員のPCR検査あるいは抗原検査の最終的な結果を調布市剣道連盟事務局へ報告すること。

(改定後)

⑤各団体の責任者は、稽古参加者等が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、速やかに調布市剣道連盟事務局へ報告すること。また、陽性が判明した時点からさかのぼって一週間以内で同じ稽古に参加していた者(見学者を含む)に関するPCR検査あるいは抗原検査の実施や、判明以降の稽古の実施に関しては、調布市剣道連盟執行部と協議の上、必要な対応をすること。

<添付資料>

調布市剣道連盟 稽古に関する感染拡大予防ガイドライン(令和4年1月30日改定)

以 上

## 調布市剣道連盟 稽古に関する感染拡大予防ガイドライン

### はじめに

全日本剣道連盟から『対人稽古に関する感染予防ガイドライン』(以下、『全剣連新ガイドライン』といいます)が公表されたことを受け、調布市剣道連盟においても従前のガイドラインを改訂し『調布市剣道連盟 稽古に関する感染拡大予防ガイドライン』(以下、『当ガイドライン』といいます)を策定しました。今後は、調布市剣道連盟として、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置が発出されたことのみにより一律の稽古自粛を求めることはありません(注1)が、稽古に際しては、全剣連新ガイドラインで示された感染予防措置を徹底いただきたく存じます。なお、地域の感染状況、特に所属会員の学校の状況に留意し、感染リスクが高いと判断される場合は、各団体責任者の判断にて、随時稽古の停止を決定いただければと存じます。

### ガイドライン

- ①各団体は、新全剣連ガイドライン及び当ガイドラインに基づき稽古計画を策定し、稽古計画を調布市剣道連盟事務局へ報告の上、計画に従って稽古を実施すること。(注2)
- ②各団体の稽古の実施にあたっては、参加者間の距離を十分確保することで所謂三密(密閉、密集、密接)を回避すること。
- ③上記②が満たされない場合、各団体の責任者は、稽古参加人数の制限等の措置を講じること。
- ④他団体等からの出稽古の受け入れも、上記②を満たす場合に限る。出稽古受け入れにより上記②が満たされない場合、各団体の責任者は、出稽古人数の制限ないしは出稽古の受け入れを認めない等の措置を講じること。なお、出稽古の受け入れに際し、各団体の責任者は、他団体からの出稽古者等に、検温、手指消毒、連絡先の確認その他団体の規則の遵守を徹底させること。
- ⑤各団体の責任者は、稽古参加者等が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、速やかに調布市剣道連盟事務局へ報告すること。また、陽性が判明した時点からさかのぼって一週間以内で同じ稽古に参加していた者(見学者を含む)に関するPCR検査あるいは抗原検査の実施や、判明以降の稽古の実施に関しては、調布市剣道連盟執行部と協議の上、必要な対応をすること。(注3)

(注1)市内の感染状況を勘案し、剣道連盟会長の判断で、一律の稽古自粛を要請する場合もある。

(注2)既に策定した稽古計画を改めて確認すること。確認の結果、計画を修正する必要がある場合は、修正された計画を調布市剣道連盟事務局へ報告し、修正後の計画に従って稽古を実施すること。修正する必要がない場合は、事務局への報告は不要である。

(注3)調布市剣道連盟事務局にて、上部団体と連携し、全剣連ホームページの「剣道における新型コロナウイルス感染症報告フォーム(<https://www.kendo.or.jp/information/20201225/>)」に、感染者の詳細報告及び同じ稽古に参加者していた者全員の最終的な検査結果を報告する。